

大阪がん循環器病予防センター倫理審査委員会細則

第1条

本細則は、大阪がん循環器病予防センター倫理審査委員会規程第2条第1号の審査にあたって、必要な事項を定めるものとする。

第2条

大阪がん循環器病予防センター倫理審査委員会（以下「委員会」という。）で倫理審査の対象とする研究は、次に掲げる(1)の（ア）又は（イ）のいずれかに該当し、かつ(2)を満たす必要がある。なお、平成4年度以前に委員会で承認されて継続している多施設共同研究は除く。

(1)研究体制

（ア）多施設共同研究

大阪がん循環器病予防センター（以下「センター」という。）が分担研究施設として参加する研究

（イ）センターの単施設研究

(2)侵襲と介入はいずれも軽微であること

第3条

前条に規定する侵襲と介入の程度は、委員会で評価する。

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。